



飯塚警察署だより

【問合せ先】 福岡県飯塚警察署 ☎21・0110



「自転車条例改正」について

令和2年4月1日から、福岡県自転車条例が改正されました。改正の主なポイントとしては

- 自転車保険への加入義務
(令和2年10月1日施行)
- 事故の際の負傷者の救護・警察への報告義務
- 高齢者のヘルメット着用 of 努力義務



等となっています。

特に、自転車保険への加入義務については、全国的に自転車利用者が加害者となる高額賠償事例が多く発生していることから改正となりました。

保険加入義務の対象者は

- 自転車を利用する人
(子供が利用する場合はその保護者)
- 従業員に自転車を利用させる事業者
- 自転車貸付業者
(県への加入状況の届出義務あり)



となっています。

自転車は車両です。

交通ルールを守り、交通事故を起こさないよう安全運転に努めましょう。



Child Care

「ひまわりのたね」だより

【問合せ先】 子育て支援課 子育て支援係 ☎65・0081



梅野よしみ 保育士

「穏やかな日常が続きますように」

6月より支援センターの利用ができるようになりました。利用する親子がいるのだろうかと不安もありましたがその何倍もうれしさがありません。

久しぶりに来た子どもたちは、表情が硬かったのですが少しずつ和らぎました。ハイハイをしたりた子が歩くようになり、部屋をトコトコ楽しそうに歩いています。「バイバイ」だけ言っていた子は、「ありがとう」「おいで」など言葉が増えています。この時期の子どもの2ヶ月は大きいですね。

3月末に桂川に越して来て、緊急入院して出産、兄弟2人の世話、最後にぎっくり腰！「怒涛の2ヶ月でしたね。」と言うと笑って「はい」と答えるお母さん。「母は強し」ですね。そこにいたお母さん「私も腰が痛くて、どこの整骨医院ですか？」や「小児科はどこがいいですか？」とお母さんたちの会話が膨らんでいきました。その横で子どもたちは、友だちの動きを見ています。言葉は出ないけど近くに寄り「一緒にあそぼう」の気持ちを伝え

ているようです。こうして初めて会ったお母さんたちのおしゃべりや、子どもたちが関わり合う姿が、また見られるようになったのだとしみじみ感じました。この穏やかな日常が、いつどうなるかわからないという事を経験したからこそ、こんな時間を大切にしたいと思えます。

いろいろな心配をしたことで、思っている以上にストレスが溜まっていくお母さんや子どもも多いようです。育児や不安に思っていることなどの相談も受けています。どうぞ気楽にご利用ください。



▲おともだちと遊びにきてね〜♪

子育て支援センター「ひまわりのたね」

- 【開館】 月～金曜日 9～16時
- 【場所】 総合福祉センター「ひまわりの里」内
- 【対象】 0歳から未就学の子どもとその保護者
※利用には保護者の付き添いが必要です
- 【利用料】 無料